



長野県教育委員会訓令第3号

事務局  
学校以外の教育機関

職に関する任免(昭和59年長野県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正します。

平成23年3月28日

長野県教育委員会

本則中「社会教育主事」を「エネルギー管理企画推進者 社会教育主事」に改める。

教育総務課

長野県教育委員会訓令第4号

事務局  
学校以外の教育機関

長野県教育委員会事務局の係の名称及び分掌事務に関する規程(平成18年長野県教育委員会訓令第12号)の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から施行します。

平成23年3月28日

長野県教育委員会

別表の義務教育課の項中「第5条第7号」を「第5条第6号」に、「並びに第5号及び第6号」を「及び第5号」に改め、同表の特別支援教育課の項中「第3号の」を「第4号の」に、「第4号及び第7号」を「第5号及び第9号」に、「第3号(」を「第3号、第4号(」に、「第5号及び第6号」を「第6号、第7号及び第8号」に改める。

教育総務課

長野県教育委員会訓令第5号

県立高等学校

長野県立高等学校における兼務に関する規程(平成19年長野県教育委員会訓令第11号)の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から施行します。

平成23年3月28日

長野県教育委員会

本則中「長野県中条高等学校」を「長野県犀峽高等学校」に、「長野県長野西高等学校」を「長野県篠ノ井高等学校」に改める。

高校教育課

正 誤

平成23年3月17日付け長野県公安委員会規則第2号「長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部改正」中

ページ 行(箇所) 誤 正  
16 13 平成22年3月17日 平成23年3月17日

警務課